

計 量 証 明 書

報告書番号 AT-18031
発行年月日 平成30年7月18日

株式会社エコロジカル・サポート 殿

御依頼による濃度に係る計量の結果は、下記のとおりであることを報告致します。

試料名	悪臭		
採取場所	本社工場		
採取者	(株)環境科学		
採取日時	平成 30年6月25日	9:05	
状況	天候 晴れ	水温*°C	気温24°C
分析完了日	平成 30年7月17日		

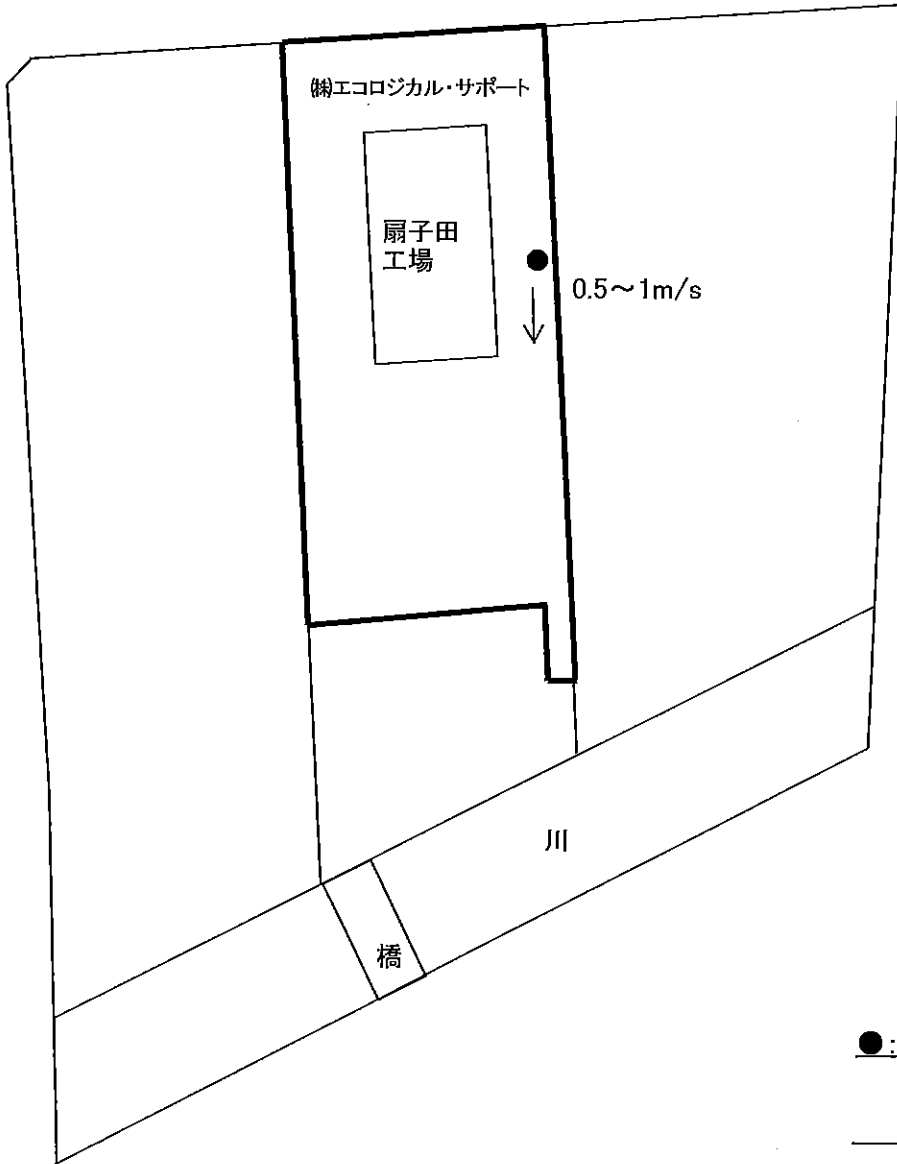
株式会社 環境科学
〒399-0033 長野県松本市大字御尊7-10番地3
TEL (0263) 88-8808 ・ FAX (0263) 88-8807
建築物飲料水水質検査業 長野県水第36号
作業環境測定機関登録 長野県第2015号
環境計量証明事業登録 長野県第41号(濃度)
第80号(騒音レベル) ・ 第81号(振動レベル)
環境計量士 第環5155号 桑原 晴彦

検査項目	計量方法	結 果
アンモニア	環境庁告示第9号 別表第1	0.10 ppm 未満
メチルメルカプタン	環境庁告示第9号 別表第2	0.0004 ppm 未満
硫化水素	環境庁告示第9号 別表第2	0.005 ppm 未満
硫化メチル	環境庁告示第9号 別表第2	0.01 ppm 未満
トリメチルアミン	環境庁告示第9号 別表第3	0.002 ppm 未満
二硫化メチル	環境庁告示第9号 別表第2	0.003 ppm 未満
アセトアルデヒド	環境庁告示第9号 別表第4	0.01 ppm 未満
プロピオンアルデヒド	環境庁告示第9号 別表第4	0.005 ppm 未満
ノルマルブチルアルデヒド	環境庁告示第9号 別表第4	0.0009 ppm 未満
イソブチルアルデヒド	環境庁告示第9号 別表第4	0.002 ppm 未満
ノルマルバレルアルデヒド	環境庁告示第9号 別表第4	0.0009 ppm 未満
イソバレルアルデヒド	環境庁告示第9号 別表第4	0.0003 ppm 未満
イソブタノール	環境庁告示第9号 別表第5	0.09 ppm 未満
酢酸エチル	環境庁告示第9号 別表第6	0.1 ppm 未満
メチルイソブチルケトン	環境庁告示第9号 別表第6	0.1 ppm 未満
トルエン	環境庁告示第9号 別表第7	0.1 ppm 未満
キシレン	環境庁告示第9号 別表第7	0.1 ppm 未満
スチレン	環境庁告示第9号 別表第7	0.08 ppm 未満
プロピオン酸	環境庁告示第9号 別表第8	0.007 ppm 未満
ノルマル酪酸	環境庁告示第9号 別表第8	0.0002 ppm 未満
ノルマル吉草酸	環境庁告示第9号 別表第8	0.0002 ppm 未満
イソ吉草酸	環境庁告示第9号 別表第8	0.0004 ppm 未満
以下余白		

【備 考】

環境庁告示第9号:特定悪臭物質の測定方法

測定位置を示す図面



● : 悪臭採取位置を示す。

→ : 風速・風向